

# 掲示用

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年7月30日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榑 原 剛
同	小 林 義直
同	寺 沢 さゆり

## 措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 行政財産の貸付けについて</b> (報告書 5 ページ)</p> <p><b>(1) 契約保証金額を誤っていた事例</b> 自動販売機設置事業者と締結した市有財産貸借契約書において、契約保証金の額を貸付期間（3 年間）の貸借借料総額の 100 分の 10 以上の額としているが、1 年間の貸借借料から契約保証金を算出していた事例があった。 契約書に基づき、適正な契約事務を行われない。 (鬼無里支所)</p> <p><b>(2) 納入通知書の発行が遅滞していた事例</b> 自動販売機設置事業者と締結した市有財産貸借契約書において、事業者は市が発行する納入通知書により、納期限の 6 月 30 日までに貸借借料を支払うこととしていたが、納期限を過ぎた翌年 2 月 28 日に納入通知書を発行していた事例があった。 契約書に基づき、適正な徴収事務を行われない。 (高齢者活躍支援課)</p> <p><b>(3) 納入通知書に納期限を記載していない事例</b> 自動販売機設置事業者と締結した市有財産貸借契約書において、事業者は市が発行する納入通知書により、納期限までに貸借借料等を支払うこととしていたが、納期限を記載していない納入通知書を発行していた事例があった。 契約書に基づき、適正な徴収事務を行われない。 (スポーツ課)</p>	<p>平成 29 年度（契約期間：平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）の契約締結の際、確認不足により、契約書に記載されている貸借借料の年額（1 年間分）で契約保証金を算出してしまった。 令和 2 年度（契約期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の契約締結においては、貸借借料の総額（3 年間分）により契約保証金を算出するとともに、所属内での確認が確実にできるよう、周知徹底し、改善を図った。 (鬼無里支所)</p> <p>契約書の内容を確認せず、納入通知書を発行したことが原因であるため、今後は、契約書に基づいた徴収を行っていきたい。 (高齢者活躍支援課)</p> <p>指摘事項については、事務処理の錯誤により、納期限を設定せずに納付書を作成していたもの。歳入調定事務においては、納期限の設定を確認するよう周知徹底し、改善を図った。 (スポーツ課)</p>

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>2 行政財産の使用許可について</b>  <b>（報告書 5 ページ～ 9 ページ）</b></p> <p>(1) 使用許可事務が行われていなかった事例  市財務規則第149条で規定する、行政財産使用許可申請書の提出、行政財産使用許可書の交付等、使用許可に係るこれらの事務を失念するなど、許可行為を行わないまま、継続的に使用させていた事例があった。  規則に基づき、適正な使用許可事務を行われない。  （若槻支所）  （芹田支所）  （浅川支所）  （三輪支所）  （高齢者活躍支援課）</p>	<p>行政財産使用許可に係る事務行為の失念は、職員の認識不足によることが原因であったため、長野市財務規則を再度確認し、規則に基づく適正な事務を行うように徹底し、改善を図った。  （若槻支所）</p> <p>行政財産使用許可に係る事務行為の失念は、職員の認識不足によることが原因であったため、長野市財務規則を再度確認し、規則に基づく適正な事務を行うように徹底し、改善を図った。  （芹田支所）</p> <p>住民自治協議会との使用許可申請に地域たすけあい事業分の事務スペースが含まれていなかったものであるが、令和元年度分から適正な申請に基づき使用許可事務を行っている。  （浅川支所）</p> <p>平成 30 年度における「地域たすけあい事業」分である。これは、当該スペースに係る支所への所管替えが、年度中途において 4 月に遡って行われたことにより、事務手続きの機会を逸したことが原因である。  令和元年度分から使用許可事務を適正に行っている。  （三輪支所）</p> <p>行政財産に係る申請書・許可書の交付に関する事務を失念していたことが原因であった。今後は、市財務規則に基づき適正に使用許可事務を行うよう徹底を図った。  （高齢者活躍支援課）</p>

## 措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 決裁権者を誤っていた事例</p> <p>長野市事務決裁規程において、使用料の年額が100万円以上となる場合の使用許可及び使用料減免について、部長とすべきところを課長等で決裁をしている事例があった。また、合議先において課長決裁としている事例があった。</p> <p>規程に基づき、適正な使用許可事務を行われない。</p> <p style="text-align: right;">(大豆島支所) (鬼無里支所) (商工労働課) (市街地整備課)</p>	<p>長野市事務決裁規定を再度確認し、適正な決裁区分を行う。</p> <p>また複数の決裁起案（行政財産使用許可調書）がある場合には、特に 100 万円以上になる起案には決裁漏れとならないよう付箋等により注意を払うことを徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(大豆島支所)</p> <p>支所執務スペースの住民自治協議会への貸し付けに係る行政財産の使用許可、使用料減免の決定における合議先の部長決裁が行われていなかったことについて、確認が不足していた。</p> <p>未決裁等の遺漏がないよう、所属内で周知徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(鬼無里支所)</p> <p>行政財産使用許可起案時に、決裁区分確認を行っていなかったことが原因である。事務決裁規程を確認し適正な処理を行うよう、課内で周知を図った。</p> <p style="text-align: right;">(商工労働課)</p> <p>決裁権者の誤りについては、職員が誤って決裁権者の決裁前に起案文書を保管したことによる原因であったため、担当内で定期的に起案文書を確認することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(市街地整備課)</p>

## 措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(3) 建物使用料の算定について            建物に係る使用料について、市有財産条例では、「市長が別に定める額」と規定し、その算定方法を「行政財産使用許可事務の手引」（以下「手引」という。）により次のとおり定めている。</p> <p>○建物使用料（年額）            当該建物の建物台帳価額（建物評価額）×10/100+消費税額</p> <p>○建物台帳価額は、建築価額が明らかな場合、時価倍率法により算定する。            当該建物の建築価額×時価倍率×経過年数による残存価格率</p> <p>実際の使用料の算出に当たっては、所定の書式「行政財産（建物）使用料計算書」を用いることとされている。</p> <p>ア 増築分の建物使用料を合算していない事例            建物が増築されている場合、増築部分を含む建物全体の使用料を算出すべきところ、増築分を合算していない事例があった。            手引等に基づき、適正な使用料算定事務を行われたい。            （中条支所）            （高齢者活躍支援課）</p> <p>イ 建物附属設備に係る建物使用料を合算していない事例            平成 28 年度の公会計制度導入により、電気設備、機械設備等の建物附属設備は、公有財産台帳上、建物台帳とは別に建物附属設備・工作物台帳で管理されることになった。そのため、平成 28 年 4 月 1 日以降に新築、改築、増築等を行った建物については、建物附属設備に係る使用料も算出し、当該建物全体の使用料とすべきところ、建物附属設備分を合算していない事例があった。            手引等に基づき、適正な使用料算定事務を行われたい。            （庶務課）            （松代支所）            （川中島支所）            （朝陽支所）            （信州新町支所）            （スポーツ課）</p>	<p>令和元年度からの使用料算定においては、増築分を合算計算して、使用料算定事務を行った。            （中条支所）</p> <p>令和元年分からは、行政財産の手引き等に基づき、増築部分も含めて使用料の算定事務を行っている。            （高齢者活躍支援課）</p> <p>令和 2 年度より、建物附属設備を含めた使用料に改める。            （庶務課）</p> <p>建物附属設備（冷暖房設備）に係る建物使用料を算出して使用料に反映させ、今後は適正な処理を行う。            （松代支所）</p> <p>建物使用料の算定については、手引き等に基づき建物附属設備分を合算して算出することとし、令和元年度から改善した。            （川中島支所）</p> <p>工作物（冷暖房設備）の取得額に係る経費を含めた建物価額により算定を行うこととし、令和元年度分から実施している。            （朝陽支所）</p>

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ウ 建物台帳価額の算定方法が誤っていた事例            建物台帳に建築価額が明記されている場合、建物台帳価額は時価倍率法算定式により算定することとしているが、推定再建築費評価法算定方式により、建物台帳価額及び使用料が低く算出されている事例があった。            手引等に基づき、適正な使用料算定事務を行われたい。            ○推定再建築費評価法算定式  <math display="block">\text{建物台帳価額} = \text{推定再建築費単価基準額} \times \text{延面積} \times \text{経過年数による残存価格率}</math>            ○推定再建築費単価基準額は、建物の構造、分類及び程度から基準表に基づき算出される。            (スポーツ課)</p> <p>エ 行政財産使用料計算書を誤っていた事例            建物内に携帯基地局を設置する場合の使用料は、行政財産（携帯・PHS）使用料計算書により算定することとしているが、行政財産（建物）使用料計算書により算定し、使用料が低く算出されている事例があった。            手引等に基づき、適正な使用料算定事務を行われたい。            (スポーツ課)</p>	<p>建物使用料を算出する際に建物附属設備分を合算していなかったことについては、職員の認識不足によることが原因であったため、手引等に基づき適正な事務処理を行うよう徹底し改善を図った。            (信州新町支所)</p> <p>指摘事項については、平成 30 年 3 月に取得した工作物について、平成 30 年度の使用料算定に含めていなかったことによるもの。            使用料算定の際は、前年度に取得した工作物等を算定に含めていることを確認するとともに、手引等に基づく適正な使用料算定を実施するよう周知徹底し、改善を図った。            (スポーツ課)</p> <p>指摘事項については、建物台帳に建築価格の記載がなかったことから、推定再建築費評価法により使用料を計算していたが、公会計制度導入に伴い平成 29 年度中に台帳の建築価格が設定されたため、平成 30 年度は、時価倍率法により算定すべきところを前年度と同様に算定していたもの。            平成 31 年度（令和元年度）からは、時価倍率法算定式により適正に算定し、改善を図った。            (スポーツ課)</p> <p>指摘事項については、毎年、前年度と同様に行政財産（建物）使用料計算書により算定していたことによるもの。            管財課から指摘を受け、平成 31 年度（令和元年度）から行政財産（携帯・PHS）使用料計算書により適正に算定し、改善を図った。            (スポーツ課)</p>

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(4) 通勤用駐車場使用料の算定について</p> <p>ア 消費税の課税区分を誤っていた事例 市では、平成 29 年 3 月 28 日付け管財課長通知「土地の使用料及び貸付料に係る消費税の取扱いについて」により、市有地の使用許可に係る消費税は原則非課税ではあるが、整備された土地を駐車場として使用許可する場合は課税扱いとすることとしている。しかし、整備された土地であるにもかかわらず、課税区分を非課税とし、使用料が低く算出されている事例があった。 通知に基づき、適正な使用料算定事務を行われたい。 (公園緑地課)</p> <p>イ 行政財産使用料計算書に誤りがあったもの 「行政財産（土地）通勤用自動車駐車場使用料計算書」において、固定資産評価額の一部価格帯について自動計算式に誤りがあり、使用料が正しく算出されない状態となっていた。 (管財課)</p> <p>(5) 国に対し使用料を減免していた事例 地方財政法第 24 条において、「国が地方公共団体の財産又は公の施設を使用するときは、当該地方公共団体の定めるところにより、国においてその使用料を負担しなければならない。但し、当該地方公共団体の議会の同意があったときは、この限りでない。」と規定されていることから、市においても、原則使用料を徴収することとしているが、議会の同意を得ずに使用料を減免している事例があった。 法令等に基づき、適正な徴収事務を行われたい。 (観光振興課西部産業振興事務所) (河川課)</p>	<p>通勤用駐車場使用料の算定における消費税の取扱いについては、令和 2 年度から、通知に基づき適正に算定することで改善を図る。 (公園緑地課)</p> <p>計算式を修正し令和 2 年度から適用することとした。 (管財課)</p> <p>国が使用する地方公共団体の財産等に関する利用料については、地方財政法第 24 条の規定により国が負担するものであり、市は原則使用料を徴収すべきものであるが、減免対象と誤解したことが指摘事項の原因である。 関係法令について再確認し、適正な徴収事務を徹底することで、改善を図った。 (観光振興課西部産業振興事務所)</p> <p>国に対し議会の同意を得ずに使用料を減免していた事例は、地方財政法第 24 条において規定されていることの認識不足であったことが要因である。担当内で取扱いについて再確認し、国から使用許可申請を受けた場合には、法令等に基づき適正な徴収事務を行うよう徹底し、改善を図った。 (河川課)</p>

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(6) 土地（電柱等）使用料を徴収していない事例 行政財産使用許可申請書の確認不足により、電柱使用料を徴収していない事例があった。 申請内容の確認を徹底し、確実な徴収事務を行われたい。  (上下水道局総務課)</p>	<p>申請内容を改めて精査し、令和元年度から徴収事務を実施した。 今後は、確認体制の強化を図ることで、適切に執行する  (上下水道局総務課)</p>
<p>(7) 使用料歳入調定の手続が遅滞していた事例 市有財産条例第10条において、「使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収する。」と規定しているが、歳入調定の手続が遅滞していた事例があった。 条例に基づき、適正な徴収事務を行われたい。  (浅川支所) (豊野支所) (高齢者活躍支援課) (障害福祉課) (清掃センター) (観光振興課) (観光振興課西部産業振興事務所) (文化芸術課) (スポーツ課) (維持課西部土木事務所) (市街地整備課)</p>	<p>令和2年度より、使用許可日を調定日として、歳入手続きを行うこととした。  (浅川支所)</p> <p>契約等による使用料徴収時期に合わせ歳入調定事務を行っていたが、使用許可事務と同時に歳入調定事務を行うよう改善した。  (豊野支所)</p> <p>今後は、市有財産条例に基づき、使用許可日を調定日とし歳入調定事務を行うこととした。  (高齢者活躍支援課)</p>
	<p>行政財産使用料の徴収事務に関しては、平成30年度までは使用料の徴収方法等の認識誤りにより、年度当初に使用許可の手続きを行い年度内に使用料を徴収していたが、令和元年度（平成31年）からは市有財産条例に基づき、使用許可の際に使用料の請求を行い、遅滞なく歳入調定の手続きを行っている。  (障害福祉課)</p> <p>担当職員の認識不足により遅滞したもので、今後は長野市市有財産条例第10条に基づき、使用許可の際に調定事務を行なうよう改善した。  (清掃センター)</p> <p>エムウェーブ敷地内への携帯基地局の設置については、使用許可の際に使用料徴収に係る歳入調定の手続きをすべきものであったが、行政財産使用許可申請の提出書類に不備があり、再提出を依頼したことにより事務手続きが遅延したものである。</p>



措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(9) 光熱水費等の徴収について 行政財産の使用に伴う光熱水費等の徴収について、市財務規則第149条の2において、「財産管理者は、行政財産の使用許可を受けた者から、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費相当額を徴収しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。」と規定している。</p> <p>ア 光熱水費等を徴収していない事例</p>	<p>このことから、行政財産使用許可申請の提出書類に不備がないか確認の徹底をすることで、改善を図った。 (観光振興課)</p> <p>行政財産使用料の歳入調定の手続きの遅滞は、市有財産条例第 10 条において、使用許可の際に使用料徴収に係る歳入調定の手続きをすべきものであったが、提出書類の確認に時間を要し、事務手続きが遅延したものである。 行政財使用許可申請書類の迅速な確認と、条例に基づく適正な徴収事務を徹底することで、改善を図った。 (観光振興課西部産業振興事務所)</p> <p>手続が遅延することのないよう職員への周知徹底を図った。 (文化芸術課)</p> <p>指摘事項については、年度当初に多数の行政財産使用許可事務を行う中で、業務の実施確認を忘れてしまったことにより発生したもの。 複数の職員で確認するチェック体制を構築するよう、事務の改善を図った。 (スポーツ課)</p> <p>市有財産条例第 10 条の再確認を行い、使用料については、使用許可の際に使用者から徴収することを徹底した。 (維持課西部土木事務所)</p> <p>使用料歳入調定の手続きが遅延していたことについては、職員の調定起案の失念による原因であったため、担当内で定期的に確認することで改善を図った。 (市街地整備課)</p> <p>入居団体の行政財産使用に伴う光熱水費等につ</p>

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>年間を通して事務所として使用許可している団体等について、光熱水費等の実費相当額を徴収していない事例があった。 市財務規則等に基づき、適正な徴収事務を行われたい。 (人権・男女共同参画課) (福祉政策課)</p> <p>イ 光熱水費等の一部を徴収していない事例 年間を通して事務所として使用許可している団体等について、個別メーターが設置されていない等の理由から、水道料等実費相当額の一部を徴収していない事例があった。 実費相当額の算出方法を検討し、適正な徴収事務を行われたい。 (庶務課) (更北支所) (中条支所) (福祉政策課)</p> <p>(意見)</p> <p>1 建物使用料の算定方法について (報告書 9 ページ)</p> <p>市有財産条例では、建物使用料の額を「市長が別に定める額」と規定し、その算定方法を内部事務処理の手引において定めている。 しかし、自治法第228条第1項では、使用料に関する事項については条例で定めなければならないとし、また、同法第96条第1項第4号では、使用料の徴収に関することを議会の議決事件と規定していることから、建物使用料の算定方法についても条例等で定められべきであり、内部事務処理の手引で定め、</p>	<p>いて、市財務規則等に基づき、令和2年度から適正な実費相当額の徴収に努める。 (人権・男女共同参画課)</p> <p>光熱水費等の実費相当額の徴収について、該当団体と令和2年3月に協議を行った結果、令和元年度分から光熱水費等実費相当額を徴収することとし、徴収した。 (福祉政策課)</p> <p>光熱水費等の徴収について、算定方法や徴収根拠について検討し、今後、入居団体等と協議する。 (庶務課)</p> <p>入居団体の上下水道料金については、令和2年度から支所内の使用者数で按分し、実費相当額を徴収するよう見直した。 (更北支所)</p> <p>使用団体には、令和2年度から実費分の水道使用料負担を年度末に一括で徴収することでの了解を得た。算定方法については、双方検討・協議して、今後決定することとした。 (中条支所)</p> <p>電気料以外の上下水道・ガス料金の実費相当額の徴収について、該当団体と令和2年3月に協議を行った結果、令和元年度分から面積按分で実費相当額を徴収することとし、徴収した。 (福祉政策課)</p> <p>使用料の算定方法の要綱を定め告示を行う。 (管財課)</p>

## 措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>運用することは適切とは言い難い。</p> <p>建物使用料の算定方法を使用者にも明確にするとともに、厳格な運用となるよう、市有財産条例の改正又は規則、要綱等を整備されたい。</p> <p>また、今回の監査の結果、抽出した建物使用許可141件のうち、建物使用料の算定方法等を誤っている事例が20件あった。使用料算定誤りは、継続的な使用であっても、毎年度使用許可事務を行う必要があり、事務や審査の形骸化が原因と考えられる。</p> <p>使用料算定誤りは、許可事務の公平性を損なうものであることから、よりわかりやすい事務となるよう審査等のフローチャートを作成するとともに、算定方法等に誤りがないかを確認するよう徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <p><b>2 光熱水費等の取扱いについて</b> （報告書 9 ページ～10 ページ）</p> <p>行政財産使用に伴う光熱水費等は、実際に発生した実費相当額を徴収するものであり、建物使用料を減免する場合であっても、光熱水費等は原則徴収すべき性質のものである。</p> <p>市財務規則では、光熱水費等を徴収しなければならないとし、特に認める場合はこの限りではないと定めているが、徴収しない場合の具体的な条件等は定められていない。</p> <p>今回の監査の結果、抽出した建物使用許可141件のうち、光熱水費等を徴収していない、若しくは一部を徴収していない事例が9件あった。これらの要因は、規則や手引に光熱水費等の徴収事務、実費相当額の算定方法や徴収しない基準等具体的な取扱いが定められておらず、各財産管理者の個別の判断に任せられている点が挙げられる。</p> <p>光熱水費等の徴収事務が様々な対応となっている現状は、許可事務の公平性を損なうものであることから、算定方法等について具体的な取扱いや基準を定めるとともに、その取扱いが申請者も含めて容易に確認できるよう、許可調書や許可台帳に徴収</p>	<p>徴収していない施設について確認を行い、光熱水費を徴収するよう周知・徹底を図る。</p> <p>また、現行の算定方法を検証していく。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>

## 措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>の有無や算定方法等の記載を義務付けるなど、使用料と一体的な管理となるよう事務の改善を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <p><b>3 通勤用駐車場使用料の納期限について</b> （報告書 10 ページ）</p> <p>通勤用駐車場使用料について、徴収方法が月払いであっても、納期限を翌月や2か月後としているもの、若しくは、年度末としているもの、または、納期限を記載していないなど、納期限の設定が各財産管理者によって異なっていた。</p> <p>これは、長野市通勤用駐車場に係る行政財産の使用の許可等に関する要綱第8第2項において、「納期その他使用料の徴収等に関して必要な事項は、市長が別に定める。」と規定しているにもかかわらず、整備されていないことが要因である。</p> <p>市有財産条例第10条では、「使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。」と規定している。</p> <p>この市有財産条例の規定との整合性や一般の使用許可に係る納期限設定との公平性を確保するためにも、納期や徴収等について早急に規定を整備し、全庁に周知すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>	<p>納期限等について統一を図るため、要綱を見直す。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>